

令和3年度4月専決補正予算の概要

補正予算の規模

令和3年4月27日
財政課

一般会計補正予算 14億 33百万円

歳入
予算

・国庫支出金 14億 33百万円

[単位:百万円、%]

年度 会計	令和2年度 4月現計	令和3年度			増減額 -	伸率 /
		現計	4月補正	計 +		
一般会計	750,283	755,080	1,433	756,512	6,230	0.8

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、集計が一致しない箇所がある。

新型コロナウイルス感染症
対策予算累計

1,872億 12百万円

令和元年度 4億 34百万円
令和2年度 1,383億 22百万円
令和3年度 484億 56百万円

補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策に要する経費

[1] 営業時間短縮協力金 14億 3,290万円

産業政策課

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、要請に応じて営業時間の短縮に協力
いただいた店舗を対象に、長崎市と連携して協力金を支給

[協力金負担割合:国8/10、県1/10、長崎市1/10] 県予算計上額:国と県を合わせた9/10

(支給対象) 要請期間の全期間において営業時間短縮に協力いただいた店舗(約2,600店舗)

(支給金額)

中小企業:事業規模(売上高)に応じ1店舗あたり 35~105万円
(2.5~7.5万円/日)[要請期間[14日間]×(売上高/日×0.3)]

大企業:1店舗あたり上限280万円

(要請期間[14日間]×(売上高減少額/日×0.4)
(上限:20万円/日又は売上高/日×0.3のいずれか低い方)

売上高()/日	協力金額
~83,333円以下	35万円
83,333円超~ 250,000円未満	35~105万円
250,000円以上	105万円

() 前年又は前々年度の1日あたり売上高

要請の概要

要請内容	対象地域内で午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業(午後7時以降の酒類の提供)を行わないよう要請
要請期間	令和3年4月28日(水)~令和3年5月11日(火)[14日間]
対象区域	長崎市域
対象施設	食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの) 対象施設例 居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、カラオケボックス等 (宅配・テイクアウトサービス、スーパーやコンビニのイートンスペース等は除く。)

